

健 福 第 1 0 7 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

千葉県看護協会長 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について

本県の健康福祉行政の推進につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の特定接種は、新型インフルエンザ等発生時に行うものですが、接種対象事業者の事前登録が必要となっているところです。

このたび、平成 25 年 12 月 10 日付けで、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく特定接種の登録に関しての告示を行い、接種対象事業者のうち、まず医療分野（病院、診療所、薬局等）の登録を開始することとなり、今後、県で、登録申請の受付等を行うこととなりました。

つきましては、今回の特定接種（医療分野）の登録について、貴会会員への周知等ご協力をお願いいたします。

なお、登録に関する詳細及び Q & A については、千葉県及び厚生労働省ホームページに掲載をしております。

<参考>

千葉県ホームページ 「特定接種に関する医療関係事業者の登録について」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/influ/tokutei-sesyu.html>

厚生労働省ホームページ 「特定接種」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-sesshu.html

担 当 千葉県健康福祉部健康福祉政策課
健康危機対策室 遠藤
電 話 043-223-2675
F A X 043-222-9023
E-MAIL kenkoukiki@mz.pref.chiba.lg.jp

25.12.27
No 171